

ご存知ですか？地域内連携公園管理事業

地域のみなさんが身近な公園の保全や美化活動に取り組みやすいように「地域内連携公園管理事業」を始めました。

「地域内連携公園管理事業」とは？

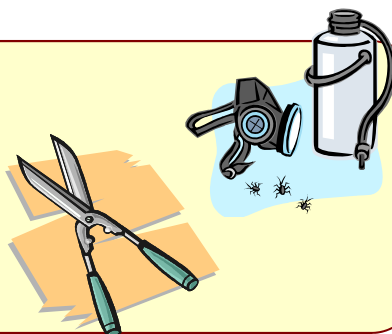
現在、愛護会のみなさんが実施している清掃などの愛護活動以外で、樹木・除草の管理や便所清掃活動を実施された場合に、既存の報償金とは別に、活動実績に応じた報償金を支払う制度です。

報償金の支払い対象の作業とは？

①樹木管理（剪定・害虫駆除）

低木の剪定や害虫駆除活動を実施された場合に、作業面積に応じた報償金を支払います。

（報償金）剪定：50㎡未満3,000円～
害虫駆除：50㎡未満2,000円～



②除草管理（機械除草等）

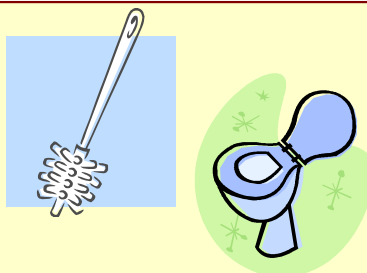
公園の芝生などの芝刈りや草刈りを機械などで実施された場合に、作業面積に応じた報償金を支払います。
※年間最低2回以上実施する必要があります。

（報償金）1,000㎡未満30,000円～

③便所清掃

便所の清掃を実施された場合に、清掃回数に応じた報償金を支払います。

（報償金）週1回実施：50,000円
週2回以上実施：100,000円
※年間交付限度額



「地域内連携公園管理事業」のお問い合わせは、各区の下記窓口へ

- | | | | |
|-----------|--------------|-----------|--------------|
| ・東区維持管理課 | Tel 645-1058 | ・博多区維持管理課 | Tel 419-1063 |
| ・中央区維持管理課 | Tel 718-1085 | ・南区維持管理課 | Tel 559-5093 |
| ・城南区維持管理課 | Tel 833-4081 | ・早良区維持管理課 | Tel 833-4337 |
| ・西区管理調整課 | Tel 895-7048 | | |